適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /																			[1	/2]
令和 年 月 日	申	(法 , 主 た の ,	又 <i>l</i> 。 人 の 店 る 事	又 <i>i</i>	が (法) 広島	人の場	— 0 計合のみか 南区本	さ表公	(ます)		((電話	番号	. 0	82		236) <u> </u>	- 60	07))
	請	納	リガ 税		広島	市	— 0 南区本	浦町	31-18	8	((電話	番号	. 0	82	_	236	3 –	- 60	07	_
		氏名		、ナ) は 名	⊗ .		ョウ かえ														
	者			場合			東浩														
広島南 税務署長殿 この申請書に記載した》	欠の事				号 6 窗格請求	2 :書系	<mark> 4</mark> ě行事	<mark> 0</mark> 業者		o	0 登載	 <mark> 1</mark> され		o とも	2 ,に、	玉	 1 税庁	3 ホー	7 ムペ	9 -ジ	で
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用	日等を まか、	登録番	号及び	び 登録年	月日が	公表	される	とす。				で字と	こが身	異な	る場	·合か	ぶあり	ります	۲.		
下記のとおり、適 (平成28年法律第15号 ※ 当該申請書は、 より令和5年9月	子) 所	第 5 条 得税法	の規定 等の-	ミによる 一部を改	る改正?	後 る 法	消費	税法	第57	条(023	第 2	項の)規	定に	こよ	りゅ	請)ま	す。	
令和5年3月31日(特 した場合は、原則として								場份	計は名	う和	5年	6月	30	∃)	まっ	でに	<i>= 0.</i>	申記	青書:	を提出	出
事 業 者 区	分	※ 次身	连 「登録	を提出す を要件の 図」欄も	☑ 記確認」欄	果税を記	事業を	者 こくだ	さい。	. _{ま 7}	た、身	□	免事業者	税事	業	者 する:	場合に				税
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日)ま この申請書を提出することが なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るでで事																				
税 理 士 署	名	税理:		長谷	川会計						((電話	番号	0	82	_	272	2 –	- 58	68)	
※ 整理税 番号務		部門 番号		申請	年月	3		年	,	月	日	通	信	年		九 月		日意		_	
入力処理	年	月	目	番号確認			身元 確認		済 未済	:	確認 書類	個人 その		- K)	/ 通知 	ロカー 	ド・選 	転免計	F証)		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 伊藤工業 株式会社
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。
免税	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。
事	個人番号
業	事 生年月日(個 業 人)又は設立 年 月 日
者	内容 年月日(法人) 記載 資本金 F
の	等 事 業 内 容
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け
認	ようとする事業者
登	課税事業者です。
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者☑ はい □ いいえの確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ
要件	۱ ^۱ ٬۰
14 の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 🗵 はい 🗆 いいえ
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いいえいます。
	·
参	
考	
事	
項	